

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

国土交通大臣
〇 〇 〇 〇 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 〇 〇 〇 〇

上記代理人 〇〇県〇〇市〇〇区〇町〇丁目〇番〇号
〇〇地方整備局長 〇 〇 〇 〇

事業認定申請書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

記

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川〇〇川水系〇〇川上流改修工事（〇〇遊水地・〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内から同県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇地内まで）

4 事業の認定を申請する理由

一級河川〇〇川水系〇〇川（以下「〇〇川」という。）は、その源を〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇に発し、〇〇高地、〇〇山脈から発する幾多の大小支川を合わせて〇〇県を南に貫流し、〇〇市下流の狭隘部を経て△△県に入り、△△市△△で旧〇〇川に分流し、〇川開削部を経て〇〇湾に注ぐ、幹川流路延長 249 km、流域面積 10,150 km²の〇〇第一の一級河川である。

〇〇川は、その流域に〇〇市や〇〇市など 12 市 9 町（〇〇県内 8 市 7 町、△△県内 4 市 2 町）を擁する治水上重要な河川であるが、その流域は南北に長く東西に狭い不規則な長方形をしており、特に〇〇県南部の〇〇寺から△△県境にかけては、山地が河川間際まで迫った狭隘部が 26 km にも及び、川幅が最も狭い箇所では 100m にも満たないため、流下能力が極端に低下する。さらに、狭隘部は河川勾配が 1/2,000 から 1/3,000 と緩やかな低平地であることから、この区間で流下しきれない洪水が狭隘部上流の〇〇・〇〇地区で氾濫する要因となっており、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。

昭和 22 年 9 月に発生したカスリン台風による洪水では、〇〇県側で死者・行方不明者 212 名、床上浸水 26,126 戸、床下浸水 11,742 戸を記録し、翌年の昭和 23 年 9 月に発生したアイオン台風による洪水では、死者・行方不明者 709 名、床上浸水 16,019 戸、床下浸水 12,953 戸にも及ぶ被害をもたらした。

〇〇川上流部（〇〇県側）における治水対策は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づき、平成〇〇年〇〇月に〇〇川水系河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）が策定され（平成〇〇年〇〇月変更）、基準地点〇〇寺の基本高水のピーク流量 13,600 m³/s に対して、上流ダム群と〇〇遊水地（〇〇川沿川の第 1 遊水地から第 3 遊水地の 3 つの遊水地。以下単に「〇〇遊水地」という。）により 5,100 m³/s（〇〇遊水地では約 2,300 m³/s）を調節し、基準地点〇〇寺の計画高水流量を 8,500 m³/s に低減することとされている。また、これを受けて、平成〇〇年〇〇月には北上川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）が策定され（平成〇〇年〇月変更）、基準地点〇〇寺における整備計画目標流量は 11,600 m³/s と定め、このうち上流ダム群と〇〇遊水地により 4,700 m³/s を調節し、河道配分流量を 6,900 m³/s とすることとされている。〇〇遊水地は、上流のダム群とあわせ、〇〇川の治水事業の根幹をなすものであり、市街地を洪水から防御する周囲堤と、中小洪水から遊水地内の農地を守る小堤の二線堤方式を採用し、大規模洪水時には貯留効果を発現して〇〇川の洪水ピーク流量を低減することで、下流部の氾濫を防止するとともに、流域の治水安全度の向上を図ることを目的としている。

遊水地への湛水は、10 年確率規模以上の洪水で、3 つの遊水地において同時に越流開始する計画である。昭和〇〇年の工事着手以降、事業の進捗とともに治水効果が発揮され、洪水による被害は防止、軽減されているものの、近年でも、基準地点〇〇寺

の最高水位が戦後第3位を記録した平成14年7月洪水、〇〇橋上流で戦後最大の流域平均2日雨量を記録した平成19年9月洪水等により、未だ残る無堤区間や狭隘区間において床上・床下浸水等が発生し、甚大な被害を受けた。

このような状況に対処し、洪水被害から流域住民の生命及び財産を防御するため、〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内から同県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇地内までの一関遊水地（第1遊水地、第2遊水地、第3遊水地の各区域。以下「本件区域」という。）及び第1遊水地周囲堤、一級河川〇〇川堤防、一級河川□□川堤防、一級河川▲▲川堤防、一級河川■川堤防の各区間（以下「本件区間」という。）をあわせた面積1,450ha、延長27.6kmを全体計画として遊水地及び堤防整備を行う「一級河川〇〇川水系〇〇川上流改修工事（〇〇遊水地）」（以下「本件事業」という。）を計画したものであり、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第2号に該当する事業である。

なお、本件事業の全体計画のうち、第1遊水地周囲堤は、基本方針及び整備計画の策定前に、基準地点〇〇寺における計画高水流量を8,500 m³/s（基本方針と同規模）とする〇〇川水系工事实施基本計画に基づき整備することが決定され、平成〇〇年には工事が完成していることから、本件事業は、完成済区間の流下能力との均衡を鑑み、基本方針の計画高水流量に対応した計画による整備を行うものである。

本件事業の完成により、洪水による被害の危険性が極めて高い〇〇・〇〇地区において、本件区間及び本件区域の洪水調節効果等により、洪水時における浸水被害等を未然に防止し、地域住民の生命及び財産の保全に寄与するものである。

今回事業の認定を申請する区域及び区間（以下「申請起業地」という。）は、〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内から●●市●●字●●地内までの本件区域及び本件区間のうち、既に全区間の用地取得が完了している本件区間（〇〇市〇〇字〇〇地内から同県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇地内までの第1遊水地周囲堤（L=7.3km）、同町〇〇字〇〇地内から●●市●●字●●地内までの一級河川〇〇川堤防（右岸）（L=4.8km）、〇〇市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内までの一級河川□□川堤防（左岸）（L=4.4

km）、同市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内までの一級河川□□川堤防（右岸）（L=3.7km）、同県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇地内から同町〇〇字〇〇地内までの一級河川▲▲川堤防（左岸）（L=2.1km）、同町〇〇字〇〇地内から同町〇〇字〇〇地内までの一級河川▲▲川堤防（右岸）（L=2.2km）、同町〇〇字〇〇地内から●●市●●地内までの一級河川■川堤防（左岸）（L=2.1km）、同県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇地内から同町〇〇字〇〇地内までの一級河川■川堤防（右岸）（L=1.0km）を除いた本件区域（第1遊水地：〇〇市〇〇字〇〇地内から同県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇地内まで（A=820ha）、第2遊水地：同町〇〇字〇〇地内から同町〇〇字〇〇地内まで（A=470ha）、第3遊水地：〇〇市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内まで（A=160ha））である。

申請起業地における事業に必要な土地の面積は、収用の部分と使用の部分の合わせ

て 16,220,187 m²、土地所有者及び関係人〇〇人であり、昭和〇〇年〇〇月から鋭意用地協議を進めてきた結果、令和〇年〇〇月末現在、事業に必要な土地の面積のうち 15,860,434 m² (97.8%) の用地取得及び地役権設定が完了しており、土地所有者及び関係人のうち〇〇名 (97.3%) について任意による契約が成立している。

起業者としては、今後とも誠意をもって用地協議を重ね、円満に解決するよう努めるものであるが、任意による解決が困難な場合は、速やかに収用委員会の裁決を受けられるよう、あらかじめ事業の認定を受け、事業の円滑な進捗を図ろうとするものである。

添付書類目録

- 1 事業計画書 添付書類第 1 号
- 2 法第 4 条に規定する土地に関する調書 添付書類第 2 号
- 3 法第 4 条に規定する土地に関する管理者の意見書 添付書類第 3 号
 - (1) 照会文書 (写) ○○通
 - (2) 回答文書 (写) ○○通
- 4 法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書 . . 添付書類第 4 号
 - (1) 照会文書 (写) ○通
 - (2) 回答文書 (写) ○通
- 5 法第 15 条の 14 の規定に基づき講じた措置の実施状況を . . . 添付書類第 5 号
記載した書面
- 6 添付図面
 - (1) 起業地の位置を表示する図面 (縮尺 1/25,000) 添付図面第 1 号
 - (2) 起業地、事業計画及び法第 4 条地を表示する図面
(縮尺 1/3,000) 添付図面第 2 号
 - (3) 法令の規定による制限のある土地を表示する図面
(縮尺 1/3,000) 添付図面第 3 号
 - (4) 標準横断図 (縮尺 1/200) 添付図面第 4 号

添付書類第1号

事業計画書

事業計画書

I 事業計画の概要

(1) 全体計画

一級河川〇〇〇〇川水系〇〇〇〇川（以下「〇〇〇〇川」という。）は、その源を〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇に発し、〇〇高地、〇〇山脈から発する幾多の大小支川を合わせて〇〇県を南に貫流し、〇〇市下流の狭隘部を経て△△県に入り、△△市△△で旧〇〇川に分流し、〇川開削部を経て〇〇湾に注ぐ、幹川流路延長 249 km、流域面積 10,150 km²の〇〇第一の一級河川である。

〇〇川は、その流域に〇〇市や〇〇市など 12 市 9 町（〇〇県内 8 市 7 町、△△県内 4 市 2 町）を擁する治水上重要な河川であるが、その流域は南北に長く東西に狭い不規則な長方形をしており、特に〇〇県南部の〇〇寺から△△県境にかけては、山地が河川間際まで迫った狭隘部が 26 kmにも及び、川幅が最も狭い箇所では 100mにも満たないため、流下能力が極端に低下する。さらに、狭隘部は河川勾配が 1/2,000 から 1/3,000 と緩やかな低平地であることから、この区間で流下しきれない洪水が狭隘部上流の〇〇地区で氾濫する要因となっており、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。

昭和 22 年 9 月に発生したカスリン台風による洪水では、〇〇県側で死者・行方不明者 212 名、床上浸水 26,126 戸、床下浸水 11,742 戸を記録し、翌年の昭和 23 年 9 月に発生したアイオン台風による洪水では、死者・行方不明者 709 名、床上浸水 16,019 戸、床下浸水 12,953 戸にも及び被害をもたらした。

〇〇川上流部（〇〇県側）における治水対策は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づき、平成〇〇年〇〇月に〇〇川水系河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）が策定され（平成〇〇年〇〇月変更）、基準地点狐禅寺の基本高水のピーク流量 13,600 m³/s に対して、上流ダム群と〇〇遊水地（〇〇川沿川の第 1 遊水地から第 3 遊水地の 3 つの遊水地。以下単に「〇〇遊水地」という。）により 5,100 m³/s（〇〇遊水地では約 2,300 m³/s）を調節し、基準地点〇〇寺の計画高水流量を 8,500 m³/s に低減することとされている。また、これを受けて、平成〇〇年〇〇月には〇〇川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）が策定され（平成〇〇年〇〇月変更）、基準地点〇〇寺における整備計画目標流量は 11,600 m³/s と定め、このうち上流ダム群と〇〇遊水地により 4,700 m³/s を調節し、河道配分流量を 6,900 m³/s とすることとされている。〇〇遊水地は、上流のダム群とあわせ、〇〇川の治水事業の根幹をなすものであり、市街地を洪水から防御する周囲堤と、中小洪水から遊水地内の農地を守る小堤の二線堤方式を採用し、大規模洪水時には貯留効果を発現して〇〇川の洪水ピーク流量を低減することで、下流部の氾濫を防止するとともに流域の治水安全度の向上を図ることを目的としている。

遊水地への湛水は、10 年確率規模以上の洪水で、3 つの遊水地において同時に越流開始する計画である。昭和〇〇年の工事着手以降、事業の進捗とともに治水効果が発揮され、洪水による被害は防止、軽減されているものの、近年でも、基準地点〇〇寺の最高水位が戦後第 3 位を記録した平成 14 年 7 月洪水、〇〇橋上流で戦後最大の流域平均 2 日雨量を記録した平成 19 年 9 月洪水等により、未だ残る無堤区間や狭隘区間において床上・床下浸水等が発生し、甚大な

被害を受けた。

このような状況に対処し、洪水被害から流域住民の生命及び財産を防御するため、〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内から同県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇地内までの〇〇遊水地（第1遊水地、第2遊水地、第3遊水地の各区域。以下「本件区域」という。）及び第1遊水地周囲堤、一級河川〇〇川堤防、一級河川□□川堤防、一級河川▲▲川堤防、一級河川■川堤防の各区分（以下「本件区分」という。）をあわせた面積1,450 ha、延長27.6kmを全体計画として遊水地及び堤防整備を行う「一級河川〇〇川水系〇〇川上流改修工事（〇〇遊水地）」（以下「本件事業」という。）を計画したものである。

なお、本件事業の全体計画のうち、第1遊水地周囲堤は、基本方針及び整備計画の策定前に、基準地点〇〇寺における計画高水流量を8,500 m³/s（基本方針と同規模）とする〇〇川水系川事実施基本計画に基づき整備することが決定され、平成〇〇年には工事が完成していることから、本件事業は、完成済区分間の流下能力との均衡を鑑み、基本方針の計画高水流量に対応した計画による整備を行うものである。

本件事業の完成により、洪水による被害の危険性が極めて高い〇〇地区において、本件区分及び本件区域の洪水調節効果等により、洪水時における浸水被害等を未然に防止し、地域住民の生命及び財産の保全に寄与するものである。

本件事業の計画概要は次のとおりである。

① 計画高水位

T.P.+27.54m（基準地点 〇〇寺）

② 本件区分・区域

イ 本件区分

第1遊水地周囲堤 区分延長 7.3km

起点：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇筋 地内

〇〇川堤防（右岸） 区分延長 4.8km

起点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県●●市●●字●● 地内

□□川堤防（左岸） 区分延長 4.4km

起点：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県〇〇市〇〇字〇 地内

□□川堤防（右岸） 区分延長 3.7km

起点：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇 地内

▲▲川堤防（左岸） 区分延長 2.1km

起点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 地内

▲▲川堤防（右岸） 区間延長 2.2km

起点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 地内

■川堤防（左岸） 区間延長 2.1km

起点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県●●市●● 地内

■川堤防（右岸） 区間延長 1.0km

起点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 地内

□ 本件区域

第1遊水地

起点：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県〇〇郡〇〇〇〇字〇〇 地内

第2遊水地

起点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 地内

第3遊水地

起点：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県〇〇市〇〇字〇 地内

③ 施行延長・面積

延長 27.6km

面積 1,450ha

経過する市町村

都道府県名	市町村名
〇〇県	〇〇市
	〇〇郡〇〇町
	●●市
計	2市1町

(2) 申請起業地計画

今回事業の認定を申請する区域及び区間（以下「申請起業地」という。）は、本件区間及び本件区域のうち、既に用地取得が完了している第1遊水地周囲堤、一級河川〇〇川堤防（右岸）、一級河川□□堤防（左岸・右岸）、一級河川▲▲川堤防（左岸・右岸）、一級河川■●川堤防（左岸・右岸）の全区間を除く、〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内から同県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇地内までの第1遊水地、同町〇〇字〇〇地内から同町〇〇字〇〇地内までの第2遊水地、〇〇市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内までの第3遊水地の全区域である。

申請起業地区域の計画概要は次のとおりである。

① 施行区域

第1遊水地

起点：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 地内

第2遊水地

起点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇 地内

第3遊水地

起点：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇 地内

終点：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇 地内

② 施行面積

第1遊水地 820ha

第2遊水地 470ha

第3遊水地 160ha

合計 1,450ha

③ 湛水量（洪水調節容量）

158.4百万m³

④ 計画高水位

第1遊水地 T.P. +27.80m（〇〇水門地点）

第2遊水地 T.P. +28.04m（〇〇水門地点）

第3遊水地 T.P. +27.70m（〇〇水門地点）

注：T.P. とは東京湾中等潮位を示す。

⑤ 遊水地敷高

第1遊水地 T.P. +13.00m (〇〇水門敷高)

第2遊水地 T.P. +13.50m (〇〇水門敷高)

第3遊水地 T.P. +11.40m (〇〇水門敷高)

⑥ 貯留施設

種別 項目	小堤	
	初期越流堤	二次越流堤
延長	3,480m	12,198m
堤防天端高	T.P. +22.392~23.195	T.P. +23.699~27.908
堤防天端幅	6m	6m
堤防法勾配	川表1:3.0 川裏1:5.0	川表1:3.0 川裏1:3.0

⑦ 工事数量

(※周囲堤除く)

小堤 1,655,000m³

湛水池 3箇所 (第1地内湛水池、第2地内湛水池、第3地内湛水池)

水門 3基 (〇〇水門、〇〇水門、〇〇水門)

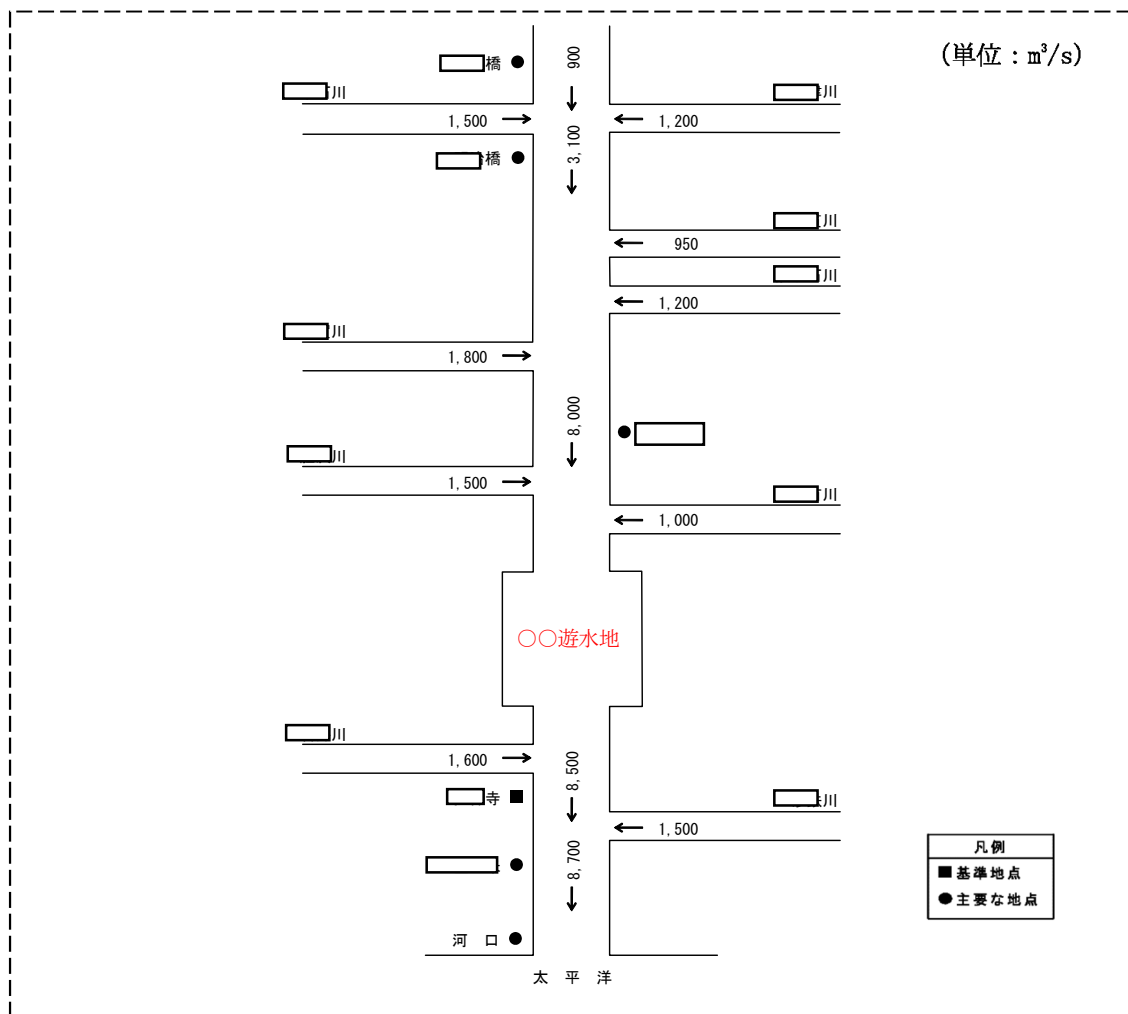
⑧ 基本方針及び整備計画における計画流量

単位：m³/秒

計画	項目	基準地点「○○寺」 (77.9km)	備考
基本方針	基本高水ピーク流量	13,600	
	洪水調節流量	5,100	
	計画高水流量	8,500	
整備計画	整備計画目標流量	11,600	
	洪水調節流量	4,700	
	河道配分流量	6,900	

出典：「○○川水系河川整備基本方針」計画高水流量 P16より

「○○川水系河川整備計画」 P163 「図.4.1.1 主要地点における流量配分図」より



出典：「○○川水系河川整備基本方針」計画高水流量 P18より

II 事業の開始及び完成の時期

(1) 全体計画区間

開始の時期 昭和〇〇年〇〇月
 完成の時期 令和〇年〇〇月

(2) 申請起業地区間

開始の時期 昭和〇〇年〇〇月
 完成の時期 令和〇年〇〇月

III 事業に関する経費及びその財源

(1) 経 費

(単位：百万円)

費目	区分	全体計画 区間	申請起業地 計画区間	起業地計画に要する費用の内訳		
				令和〇年度 まで	令和〇年度	令和〇年度 以降
工事費		146,581	68,893	55,418	3,755	9,720
用地費及び補償費		57,303	38,393	27,117	1,521	9,755
その他		66,116	34,791	33,079	390	1,322
計		270,000	142,077	115,614	5,666	20,797

(2) 財 源

国土交通省所管	
一般会計	
項	河川整備事業費
目	河川改修費

IV 事業の施行を必要とする公益上の理由

〇〇川の流域は南北に長く東西に狭い不規則な長方形をしており、特に〇〇県南部の〇〇寺から△△県境にかけては、山地が河川間際まで迫った狭隘部が26kmにも及び、川幅が最も狭い箇所では100mにも満たないため、流下能力が極端に低下する。さらに狭隘部は河川勾配が1/2,000から1/3,000と緩やかな低平地であることから、この区間で流下しきれない洪水が狭隘部上流の〇〇・〇〇地区で氾濫する要因となっており、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和22年9月に発生したカスリン台風による洪水では、〇〇県側で死者・行方不明者212名、床上浸水26,126戸、床下浸水11,742戸を記録し、翌年の昭和23年9月に発生したアイオン台風による洪水では、死者・行方不明者709名、床上浸水16,019戸、床下浸水12,953戸にも及ぶ被害をもたらした。また、近年における甚大な被害が生じた洪水としては、基準地点〇〇寺の最高水位で戦後第3位を記録した平成14年7月洪水、〇〇橋上流で戦後最大の流域平均2日雨量を記録した平成19年9月洪水等により、未だ残る無堤区間や狭隘区間において床上・床下浸水等が発生し、甚大な被害を受けている。

表-1 〇〇川における主要洪水調書

番号	洪水 生起年月	原因	狐禅寺地点		被害状況
			2日雨量 (mm)	実績流量 (m ³ /s)	
1	明治43年9月	前線	164	—	〇〇県側:死者5人、負傷者1人、流失102戸、全半壊98戸、床上浸水5,587戸、床下浸水2,325戸※1
2	昭和22年9月	カスリン台風	187	(約8,600)	〇〇県側:死者・行方不明者212人、流出1,900戸、全半壊5,286戸、床上床下浸水37,868戸※1 〇〇県側:死者・行方不明者30人、流出165戸、全半壊44戸、床上床下浸水29,704戸※2
3	昭和23年9月	アイオン台風	161	(約7,500)	〇〇県側:死者・行方不明者709人、流出1,319戸、全半壊2,424戸、床上床下浸水28,972戸※1 〇〇県側:死者・行方不明者44人、流出121戸、全半壊254戸、床上床下浸水33,611戸※2
4	昭和56年8月	台風	149	約4,750	〇〇県側:死者3人※3、全半壊29戸、床上浸水1,416戸、床下浸水965戸※4 〇〇県側:死者2人※2、半壊5戸、床上浸水91戸、床下浸水569戸※4
5	平成2年9月	台風	124	約4,210	〇〇県側:半壊1戸、床上浸水90戸、床下浸水262戸※4 〇〇県側:死者1人※2、床下浸水76戸※4
6	平成10年8月	前線+台風	122	約3,950	〇〇県側:全壊3戸、床上浸水410戸、床下浸水271戸※4 〇〇県側:床上浸水107戸、床下浸水279戸※4
7	平成14年7月	前線+台風	160	約4,430	〇〇県側:死者2人、負傷者5人※5、全半壊9戸、床上浸水1,144戸、床下浸水990戸※4 〇〇県側:死者1人※2、半壊4戸、床上浸水266戸、床下浸水1,032戸※4
8	平成19年9月	前線	173	約4,050	〇〇県側:死者2人※5、床上浸水241戸、床下浸水489戸※4 〇〇県側:床上浸水1戸、床下浸水52戸※4
9	平成25年7月	低気圧	53	約2,670	〇〇県側:床上浸水294戸、床下浸水179戸※4 〇〇県側:床下浸水2戸※4
10	平成25年8月	大気不安定	62	約2,460	〇〇県側:全半壊11戸、床上浸水293戸、床下浸水1,218戸※4
11	平成25年9月	前線+台風	92	約2,510	〇〇県側:全半壊74戸、床上浸水55戸、床下浸水103戸※4

()は流出計算による推定値。その他はH-Q式による換算流量。

資料: 〇〇川水系河川整備計画より

※1 〇〇県災異年表、※2 〇〇県災害年表、※3 〇〇川上流洪水記録、※4 水害統計、※5 〇〇県災害情報速報(〇〇県総合防災室)

起業者は基本方針に基づき、昭和 22 年洪水と同規模の洪水を安全に流下させるため、基準地点〇〇寺における計画高水位を T.P. +27.54m として、遊水地整備等の治水対策を順次実施しているところである。昭和〇〇年の工事着手以降、事業の進捗とともに治水効果が発揮され、洪水による被害は防止、軽減されているものの、前述のとおり近年でも、大規模な洪水が発生しており、甚大な被害が生じている。

このような状況に対処し、洪水被害から流域住民の生命及び財産を防御するため、本件区間及び本件区域を全体計画として、遊水地及び堤防整備を行う本件事業を計画したものである。

本件事業の全体計画のうち、第 1 遊水地周囲堤は、基本方針及び整備計画の策定前に、基準地点〇〇寺における計画高水流量を 8,500 m³/s（基本方針と同規模）とする〇〇川水系工事実施基本計画に基づき整備することが決定され、平成〇〇年には工事が完成していることから、本件事業は、完成済区間の流下能力との均衡を鑑み、基本方針の計画高水流量に対応した計画により整備を行うものである。

本件事業の完成により、洪水による被害の危険性が極めて高い〇〇・〇〇地区において、本件区間及び本件区域の洪水調節効果等により、洪水時における浸水被害等を未然に防止し、地域住民の生命及び財産の保全に寄与するものである。

なお、本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和〇年〇月等に同法等に準じて任意で工事実施に伴う大気質、騒音、振動等についての環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動等については法令により定められた基準等を満足するとされており、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等については道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値等を超える値が見られるものの、散水の実施等により当該参考値等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及び本件区域内並びにその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるマガン、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種であるシジュウカラガン、ハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB 類として掲載されているタナゴ、チビアオゴミムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウラギンスジヒョウモン等、準絶滅危惧として掲載されているトウホクサンショウウオ等、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシャジクモ、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ等、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されていることなどから影響は極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件事業に係る環境への配慮については、河川水辺の国勢調査アドバイザー等の各専門分野の学識経験者の助言を得ながら実施しているところである。

また、本件区間及び本件区域内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 30 箇所存在するが、そのうち 6 箇所については、〇〇県教育委員会との協議の結果、発掘調査の必要はないことが既に確認されている。またこれを除く 24 箇所に

については、既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

本件事業の早期完成を求める声は強く、〇〇川流域等の自治体の長等からなる〇〇遊水地事業促進協議会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のとおり、本件事業の社会的・経済的効果は著しく、公益に資するところは極めて大きいものがある。

V 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(1) 事業に必要な土地の面積

イ 収用の部分

(単位：㎡)

地目	面積
堤	1,716,500
道路敷	800
鉄道敷	1,200
水路敷	28,000
ため池	296,300
計	2,042,800

ロ 使用の部分

(単位：㎡)

地目	面積
宅地	300
田	11,737,100
畑	437,100
山林	53,900
原野	200
雑種地	17,200
墓地	300
道路敷	1,000,100
鉄道敷	47,400
水路敷	883,800
計	14,177,400

(2) 起業地内にある主な物件の数量

種別	数量	備考
建物	228戸	移転済228戸

(3) これらを必要とする理由

1) 収用の部分

これらの土地は、事業計画の概要で述べたとおり、本件事業を施行するために必要最小限の土地である。

2) 使用の部分

本件事業の施行に伴い、堤外地と遊水地を隔てる小堤、堤内地と遊水地を隔てる本堤（周囲堤）等の河川管理施設を除くH. W. L以下の範囲は、構造物の設置及び掘削による盤下げ等を行わず、平常時は農地等として土地所有者が利用し、洪水時に遊水地の貯留部分として一時的に使用するものであり、使用する範囲は、必要最小限の土地である。

VI 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

(1) 河川改修案の検討

〇〇川の流域は南北に長く、台風による降雨は南から北へ移動するため、豪雨発生時、下流から出水が始まり、そこへ上流部からの水が流れ込むためにたびたび氾濫が発生している。

また、〇〇遊水地下流から△△県境までの約26kmの区間は、兩岸を急峻な山々に囲まれた川幅の狭い地形であり、川幅が最も狭い箇所では100mにも満たなくなるため、流下能力が極端に低下する。加えて、狭隘部の河床勾配が1/2,000から1/3,000と、上流域と比べて突然緩やかになることから、狭隘部の上流に位置する〇〇・〇〇地区では従来から氾濫が多発し、自然遊水地となっている。このため、本件区域周辺では市街地が形成されず、農地として広く利用されている。

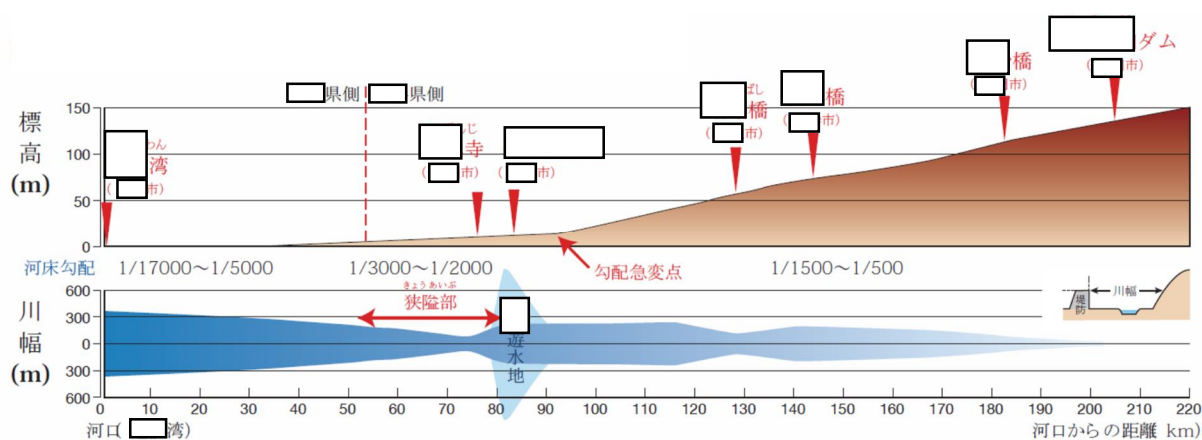


図1-1 〇〇川の河床勾配と川幅

〇〇川の河道計画は、基本方針により基準地点である〇〇寺における基本高水のピーク流量を13,600 m³/sとし、ダム群及び〇〇遊水地により5,100 m³/s (〇〇遊水地では約2,300 m³/s)を調節し、計画高水流量を8,500 m³/sとして洪水を安全に流下させることを基本に、河川整備を行うこととしたものである。

本件区域周辺の洪水防御計画については、河川勾配等現河川の特性、現地の地形、地質の状況、下流狭隘部の性質等を勘案し、市街地を守る遊水地として計画しているものであるが、前提の河川改修案として、第1案河道掘削(狭隘部の開削)、第2案河道付替(流水方向の変更)、第3案遊水地(申請案)の3案で比較検討を行った。

なお、ダムによる洪水調節の案については、〇〇遊水地の洪水調節容量2,300 m³/sと同等の効果を発揮するためには、既に上流にダム群が整備されている現状に加え、さらに複数のダムを建設することとなるが、土地利用の観点から上流部及び山間地に複数のダムを建設するのは現実的に困難であることから、比較対象から除外している。

また、完成堤案についても検討したが、社会的・技術的観点(取得面積・堤防高等の施工性)から改修案として劣ること及び堤防を築造しても別途狭隘部において河道掘削が必要となることから、比較対象から除外している。

【第1案：河道掘削（狭隘部の開削）】

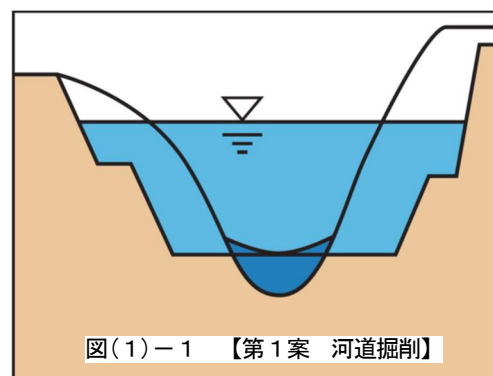
河道配分流量 8,500 m³/s 及び〇〇遊水地での洪水調節容量 2,300 m³/s 分の洪水を安全に流下させるため、本件区間から、△△県境までの狭隘部における河岸を開削することで十分な河道断面を確保し、洪水を安全に流下させる案である。

取得必要面積は第2案に次いで小さいが、施工延長が26kmと第2案に次いで長く、土地利用に与える影響が大きい。

また、河道掘削であることから、土地の改変面積も大きくなり、河川の生態系等の環境への影響が非常に大きくなる。

工事の施工性については、硬い岩でできた河岸を、上流と同じ程度の川幅で、26kmにもわたって削ることになるため、施工難易度は3案中中位程度であるものの、第3案に比べて高い。

事業費も第2案に次いで高額となる。

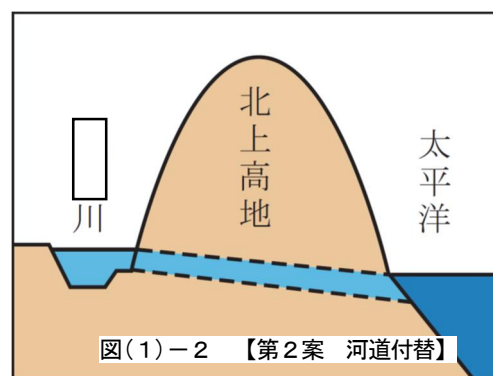


【第2案：河道付替（流水方向の変更）】

河道配分流量 8,500 m³/s の洪水を安全に流下させるため、狭隘部で流しきれない洪水を、〇〇高地をくりぬいたトンネルから太平洋へ流すことで、狭隘部での氾濫を回避し、洪水を安全に流下させる案である。

他2案に比べ取得必要面積は最も小さいが、想定されるトンネルの長さは40kmに及ぶため施工延長が長い。また、河川内の改変面積は少ないが、河川生態系への影響はやや大きくなる。

工事の施工性については、トンネルによる構造物の施工延長が格段に長く、施工難易度は3案中最も高い。事業費も他2案に比べて高額となる。



【第3案：遊水地】（申請案）

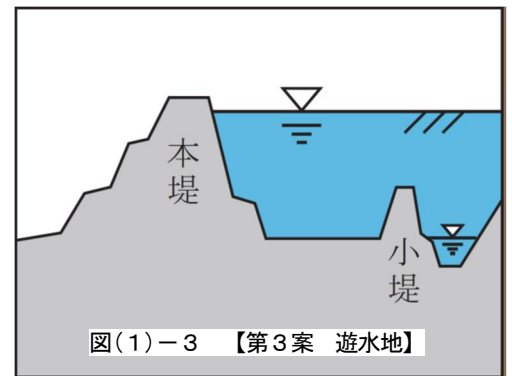
河道配分流量 8,500 m³/s の洪水を安全に流下させるため、従来からの自然遊水地であった狭隘部の直上流の位置に、小堤及び本堤（周囲堤）による遊水地を設置し、洪水を一時的に貯留することで河川の流量を低下させて市街地を洪水から防御する案であり、遊水地内のほ場には遊水地としての使用に対する補償を行うものである。

取得必要面積は大きいですが、従来からの自然遊水地を活用することから、土地利用に与える影響が少ない。

また、堤防は建設されるものの、河道の改変を行わないため、河川の生態系等の環境に与える影響が少ない。

工事の施工性について、堤防の新設、湛水池、排水路等の施工は標準的な工事内容であり、かつ地形的条件、土質条件、構造物の規模から、施工難易度は他2案に比べて最も低い。事業費についても、他2案に比べ低額であり、経済性に優れている。

上記3案の比較検討結果については、以下の表のとおりである。



一級河川〇〇川水系〇〇川 河川改修方法比較表

		第1案 【河道掘削(狹隘部の開削)】	第2案 【河道付替(流水方向の変更)】	第3案 【遊水地】申請案
社会的項目	支障物件	家屋 1,059戸	家屋 一戸	家屋 228戸
	取得必要面積	宅地 78,000㎡ 耕地 181,000㎡ 山地 一㎡ その他 一㎡ 計 259,000㎡	宅地 一㎡ 耕地 一㎡ 山地 110,000㎡ その他 一㎡ 計 110,000㎡	宅地 2,900,000㎡ 耕地 11,600,000㎡ 山地 一㎡ その他 1,720,000㎡ 計 16,220,000㎡ (取得: 2,043,000㎡) (地役権設定: 14,177,000㎡)
	土地に与える影響	取得必要面積は第2案に次いで小さいが、施工延長が第2案に次いで長く、土地利用に与える影響が大きい。	施工延長が最も長い、取得面積は3案中最も小さく、土地利用に与える影響は少ない。	用地の取得必要面積は大きい、従来からの自然遊水地を活用するため、土地利用に与える影響は少ない。
	環境に与える影響	土地の改変面積が大きく、河川の生態系等の環境への影響が非常に大きくなる。	河川内の改変面積は少ないが、河川生態系への影響はやや大きくなる。	河道を改変しないため、河川の生態系等の環境に与える影響が少ない。
技術的項目	工事内容	硬い岩でできた河岸を、上流と同じ程度の川幅で、26 km にわたって掘削する工事。	トンネルによる構造物の施工延長が40km に及ぶ工事。	堤防の新設、湛水池、排水路等であり、標準的な工事。
	工事量	河道掘削 61,830,000㎡ 残土処理 61,830,000㎡ 水門 2箇所 樋門・樋管 14箇所 堰 1箇所 橋梁 8箇所	施工延長 40km 断面積 186.6㎡	築堤工 45,700m 護岸・根固め 503,000㎡ 堤防強化 一m 河道掘削 3,000,000㎡ 構造物 1式 付帯構造物 1式
	工事施工の難易度	硬い岩でできた河岸を、上流と同じ程度の川幅で、26km にわたり掘削することになるため、施工難易度は3案中中位程度であるものの、第3案に比べて高い。	トンネルによる構造物の施工延長が格段に長く、施工難易度は3案中最も高い。	堤防の新設、湛水池、排水路等の施工は標準的な工事内容であり、かつ地形的条件、土質条件、構造物の規模から、施工難易度は他2案に比べて最も低い。
経済性	事業費 工事費 245,886百万円 用地費及び補償費 54,663百万円 計 300,549百万円	事業費 工事費 62,140,000百万円 用地費及び補償費 55百万円 計 62,140,055百万円	事業費 工事費 210,003百万円 用地費及び補償費 59,997百万円 計 270,000百万円	
総合判断	第2案に次いで施工延長が長く、河道掘削による土地の改変面積が大きいため、河川生態系等の環境への影響が大きい。工事の施工性は、施工難易度が3案中中位程度であるものの、第3案に比べて高く、さらに掘削延長も26km と長く、事業費が第2案に次いで高額となる。よって、社会的、技術的及び経済的に最も合理的な計画とは言えない。よって、社会的、技術的及び経済的に最も合理的な計画とは言えない。	施工延長が最も長い、取得面積は3案中最も小さく、土地利用に与える影響は少ない。また、河川内の改変面積は少ないが、河川生態系への影響はやや大きい。工事の施工性は、トンネルによる構造物の施工延長が格段に長く、難易度は3案中最も高い。さらに、事業費が最も高額となる。よって、社会的、技術的及び経済的に最も合理的な計画とは言えない。	取得必要面積は大きい、周辺の土地利用や環境に与える影響が最も少ない。工事の施工性は、3案中最も難易度が低く、事業費が最も低額である。よって、社会的、技術的及び経済的に最も合理的な計画と言える。	
判定	不採用	不採用	【採用】	

以上のことから、本件区域の河川改修方法については第3案の遊水地とすることが、社会的、技術的及び経済的諸条件において、最も合理的である。

なお、「遊水地と河道掘削」または「遊水地とダム」のような複合案については、前述のとおり、遊水地以外の方法は、土地利用に与える影響、河川の生態系等の環境への影響、地形や地質条件により左右される等の理由により遊水池と比較して合理的であると認められないことから、河道配分流量 $8,500 \text{ m}^3/\text{s}$ の洪水を安全に流下させるために3つの遊水地を設置することとしたものである。

(2) 遊水地の位置選定

〇〇川の流量は上流から下流に向って、次第に増加し、〇〇県内においては最下流である〇〇市において最大となる。

しかしながら、〇〇市より下流の△△県境までは狭隘部を形成しており、〇〇川の河床勾配は狭隘部を境に大きく変化し、〇〇市付近から狭隘部までの河床勾配は $1/500 \sim 1/1,500$ 程度であるのに対し、狭隘部から河口までの河床勾配は $1/5,000 \sim 1/17,000$ 程度と緩勾配となっていることから、洪水の流下が阻害され、狭隘部上流に位置する〇〇地区において従来から氾濫が頻発し、自然遊水地となっているものである。

したがって、当該地区は洪水常襲地域となっているため、市街化が形成されず、農地として広範囲に土地の利用がなされているものである。

遊水地の位置選定にあたっては、これらのことを考慮する必要があり、遊水地を現計画位置の上流に分散し又は集約して配置した場合、降雨地点が配置箇所より上流であれば一定程度の効果が得られるが、配置箇所より下流であれば、効果に期待できない場合がある等、洪水調節効果が限定的なものとなることから、直接的に効果を発揮することができる自然遊水地箇所が最も適地であり、合理的である。

また、経済性の観点からの検討としては、まず、閉鎖型水域に形成され、集落が高台にあり、堤防の整備が不要である第2、第3遊水地を設定し、次いで、計画流量を満足する第1遊水地の規模を設定している。

遊水地の規模の決定にあたっては、現地盤高のまま活用し湛水する権利設定方式と、掘削したうえで湛水を可能とする買収方式が想定された。買収方式の場合、より狭い範囲での湛水が可能であるが、広大な優良農地が遊休地となることによる生活基盤、生活再建等の社会的な影響が甚大であること、掘削工事が必要であるため施工性・経済性に劣り、土地利用形態の変更による環境への影響が懸念されること、湛水用地においては緊急時以外も国が維持管理を行わなければならない、広大な敷地の維持管理を行うことは経済面・人員確保の面から見ても困難であること等の理由から、権利設定方式を採用し、計画流量を満足する規模設定を行った。

さらに、前述のとおり現計画位置は市街化が形成されていないため、改修事業における社会的影響が小さく、また、用地補償費においても、宅地及び移転対象物件等が少ない。

以上のことから、現況の遊水地の位置が、洪水調節効果及び経済的妥当性が高く、配置条件として最も適していると判断される。

(3) 遊水地施設の堤防方式の比較

【第1案：囲繞堤方式】

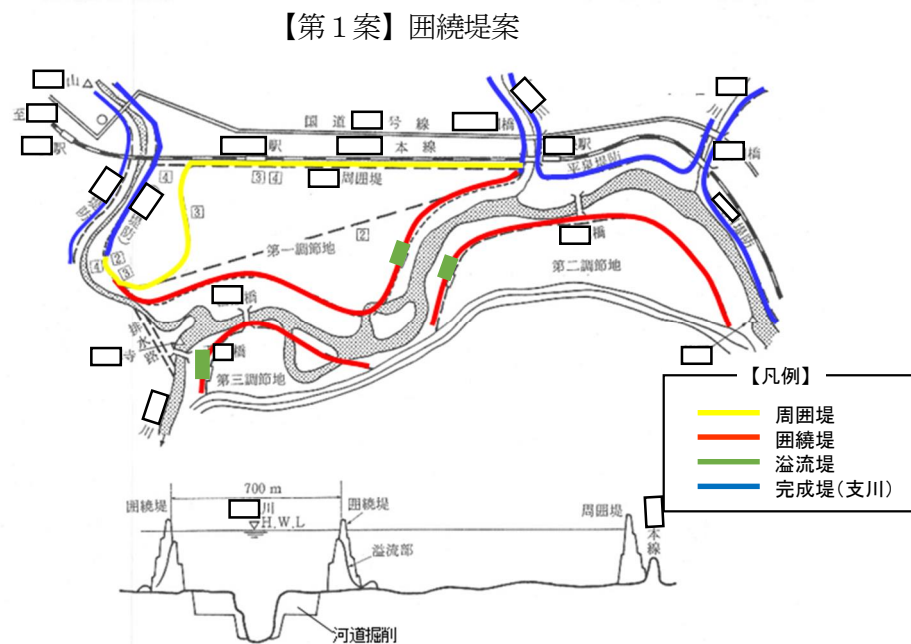
市街地は周囲堤で守り、現河道沿いに H.W.L より高い堤防と、部分的に H.W.L より低い溢流堤を設け、洪水時には溢流堤から左右の遊水地に越流させる方式である。大規模な洪水(150年確率規模)時において遊水地に湛水させることで洪水調節を行う方式となっており、それ以外は河道掘削により流下面積を広げることで洪水を流下させるものである。第2案による調節量 $1,900 \text{ m}^3/\text{s}$ に比べ、約 $2,500 \text{ m}^3/\text{s}$ の洪水調節効果を期待できる。

土地の取得面積が第2案より多く、影響が大きい。使用面積については、第2案より小さいものの、農地に土地利用制限が伴う。

河川沿いの土地の改変面積は第2案より大きく、河川の生態系等の環境に与える影響も第2案より大きい。

堤防施工高は第2案よりも低く施工難易度は比較的高くないが、河道掘削を伴うため、掘削・築堤の施工量が大きい。

第2案に比べ土地利用に与える影響、河川生態系等の環境への影響が大きい。また、施工難易度及び経済的合理性の観点からも、第2案より合理的な計画とは言えない。



【第2案：小堤方式】（申請案）

市街地は周囲堤で守り、河川の両側に小堤を築設する方法である。

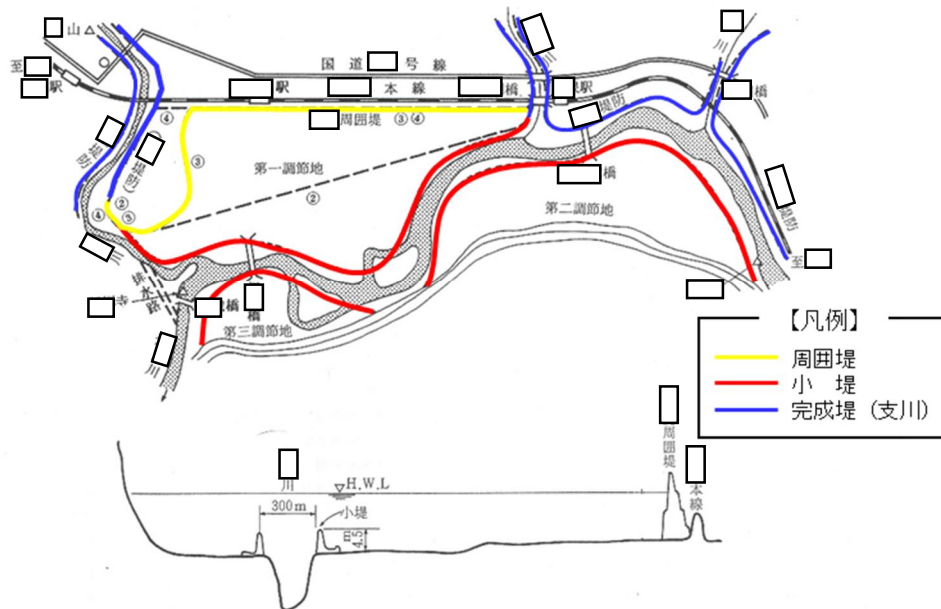
第1案による調節量2,500 m³/s に比べ少ないが、約1,900 m³/s の洪水調節効果を期待できる。

土地の取得面積が第1案より小さく影響が少ないが、使用面積は大きく、農地に土地利用制限が伴う。河川沿いの土地の改変面積が小さく、河川の生態系等の環境に与える影響は第1案より小さい。

小堤は表面を被覆する構造であり施工難易度は比較的高いが、掘削工、築堤工の施工量は第1案より少ない。

施工難易度は比較的高いが、経済性に優れ、周辺の土地や環境に与える影響が第1案より小さい。技術的、経済的な観点から第1案よりも合理的な計画である。

【第2案】小堤案



上記2案を比較検討した結果、本件事業区間の堤防方式については第2案の小堤方式とすることが、社会的、技術的及び経済的諸条件において、合理的であることから、申請案としたものである。

以上のとおり、起業地を本件事業に用いることは、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。

堤防方式の比較

		第1案 【囲繞堤】		第2案 【小堤】		
社会的項目	支障物件	家屋	555 戸	家屋	468 戸	
	取得必要面積	宅地	28.2 ha	宅地	18.2 ha	
		田	797.7 ha	田	514.9 ha	
		畑	73.7 ha	畑	47.6 ha	
		その他	27.9 ha	その他	18 ha	
		計	928 ha	計	599 ha	
	使用面積 (地役権設定)	宅地	20 ha	宅地	26 ha	
田		1,062 ha	田	1,359 ha		
畑		28 ha	畑	36 ha		
その他		0 ha	その他	0 ha		
計		1,110 ha	計	1,421 ha		
土地に与える影響	・土地の取得面積が第2案に比べ多く、影響が大きい。 ・使用面積については第2案に比べ小さいものの、農地に土地利用制限が伴う。		・土地の取得面積が第1案より小さく、影響が少ない。 ・使用面積については第1案より大きく、農地に土地利用制限が伴う。			
環境に与える影響	河川沿いの土地の改変面積が第2案に比べ大きく、河川の生態系等の環境に与える影響も大きい。		河川沿いの土地の改変面積が小さく、河川の生態系等の環境に与える影響は第1案に比べ小さい。			
技術的項目	工事内容	市街地は周囲堤で守り、河川の両側に囲繞堤を築設する方法である。		市街地は、周囲堤で守り、河川の両側に小堤を築設する方法である。		
	堤防規格	堤防施工高	周囲堤：H.W.L27.25m+2.0m 囲繞堤：H.W.L27.25m+2.0m	堤防施工高	周囲堤：H.W.L27.90m+2.0m 小堤：法尻～天端まで4.5m程度	
		天端幅	周囲堤：7.0m	天端幅	囲繞堤：7.0m 小堤：7.0m	
		法勾配	周囲堤：(川表・川裏) 1:2.0～1:3.0 囲繞堤：(川表・川裏) 1:3.0	法勾配	周囲堤：(川表・川裏) 1:2.0～1:3.0 小堤：(川表) 1:3.0(川裏) 1:5.0	
		工事量	掘削工	16,003,000 m ³	掘削工	674,000 m ³
			築堤工	14,941,000 m ³	築堤工	10,252,000 m ³
	護岸工		78,494 m ²	護岸工	62,794 m ²	
排水施設	1 式		排水施設	1 式		
附帯工事	1 式		附帯工事	1 式		
洪水調節量	2,500 m ³ /s		1,900 m ³ /s			
工事施工の難易度	堤防施工高は第2案に比べ低く、施工難易度は比較的高くないが、掘削・築堤の施工量が大きい。		小堤は表面を被覆する構造であり施工難易度は高い。掘削工、築堤工の施工量は第1案より少ない。			
経済性	事業費			事業費		
	工事費	29,678 百万円		工事費	29,543 百万円	
	掘削工	7,712		掘削工	277	
	築堤工	4,555		築堤工	15,468	
	護岸工	13,078		護岸工	9,215	
	排水施設	4,333		排水施設	4,583	
	附帯工事費	7,883 百万円		附帯工事費	7,307 百万円	
	用地補償費	13,214 百万円		用地補償費	9,690 百万円	
	用地費	10,093		用地費	6,607	
	家屋補償	2,775		家屋補償	2,340	
	遊水地補償	151		遊水地補償	399	
価値減補償	195		価値減補償	344		
計	508 億円		計	465 億円		
総合判断	土地利用に与える影響、河川生態系等の環境への影響が大きい。施工難易度は第2案に比べ低いものの、施工量が多く、経済性も低い案であることから、合理的な計画とはいえない。		施工難易度は比較的高いものの、施工量が第1案に比べ少なく、経済性に優れており、周辺の土地や環境に与える影響が小さい。よって、社会的、技術的、経済的観点から総合的に勘案して第1案より合理的な計画である。			
判定	不採用		【採用】			

※本資料は、川一関遊水地計画検討資料(S年月)を基に作成した。現計画は、施設諸元等を見直していることから、各項目の数値は異なる。